

ストーカー被害やDV被害の早期相談について

いわゆるストーカー規制法及びいわゆるDV防止法が施行されて以降、警察には、被害者等から多数の相談などが寄せられています。

しかし、それらの相談などをみると、警察などへの相談をためらい、被害が深刻になってから相談に訪れ、結果的に解決が遅れてしまったケースが多く見られます。

被害者やその家族に大きな不安や恐怖心を与えるストーカー行為や、配偶者などによる暴力(いわゆるDV(ドメスティック・バイオレンス))は「犯罪行為」であり、そのまま放置すると、さらに重大な犯罪の発生へとつながる危険性があります。

ストーカーやDVの被害については、早い段階で警察などの関係機関に相談すれば、被害者の立場に立った対応が講じられるほか、迅速な解決が見込めます。

警察では、被害者の立場に立ち、加害者への警告や検挙、被害者への支援などの措置を執るとともに、三重県女性相談所内にある「配偶者暴力相談支援センター」などの関係機関と連携して、被害者の安全を最優先とした対応を図っています。

ストーカーやDVの被害に遭われている方は、ひとりで悩まずに、

三重県大台警察署生活安全課 電話番号0598-84-0110

又は、お近くの駐在所までご相談ください。

このほか、

三重県女性相談所内の「配偶者暴力相談支援センター」電話番号059-231-5600
においても、相談を受け付けております。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

